

◇大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 家庭的保育事業等の職員に関する基準を改めることにしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部幼保企画課)